

名称:「ポリマーの回収方法」事件

審決取消請求事件

知的財産高等裁判所:平成 22 年(行ケ)10045 号 判決日:平成 22 年 9 月 21 日

判決:請求認容

特許法 29 条 2 項

キーワード:進歩性、一致点及び相違点

[概要]

「本願発明は引用発明及び周知の技術事項に基づいて当業者が容易に発明をすることができたから特許法 29 条 2 項により特許を受けることができない。」という審決が取り消された事案。

[特許請求の範囲]

脱水スリットを有し、該脱水スリットが形成された位置よりも押出側にベントを有しない二軸押出機に水を含むポリマーを供給し、該押出機内において上記ポリマーを供給側から押出側に移動させつつ加圧しかつ加熱し、その後、該押出機の押出側端部において、該ポリマーを押出機先端内部から押出機外部に押し出すことにより、該ポリマー中の水分を瞬時に気化させて、該ポリマーを乾燥させることを特徴とするポリマーの回収方法。

[主な争点]

一致点及び相違点の認定に誤りがあるか

本願発明の「脱水スリット」と引用発明の溝付ブレーカボルトの「溝」とが、「水分を除去する開口」という点で共通するといえるか。

(審決の認定した一致点)

「水分を除去する開口」を有し、水分を除去する開口が形成された位置よりも押出側にベントを有しない二軸押出機に水を含むポリマーを供給し、押出機内においてポリマーを供給側から押出側に移動させつつ加圧しかつ加熱し、その後、該押出機の押出側端部において、ポリマーを押出機先端内部から押出機外部に押し出すことにより、ポリマー中の水分を瞬時に気化させて、ポリマーを乾燥させるポリマーの回収方法。

(審決の認定した相違点)

水分を除去する開口が、本願発明では、脱水スリットであるのに対して、引用例に記載された発明では、蒸気を直接外部へ逃すブレーカボルトに設けた溝である点。

[原告の主張]

引用発明の溝付ブレーカボルトの「溝」は、「蒸気」を除去する開口の役割を果たすにすぎず、本願発明と引用発明とは「開口を有し、開口が形成された位置よりも押出側にベントを有しない」点で共通し、一方、「開口」が、本願発明では「水分」を除去する「脱水スリット」であるのに対し、引用発明では「蒸気」を除去する「溝付ブレーカボルト」である点で相違するものであり、審決は、かかる一致点及び相違点の認定判断を誤ったものである。

[被告の主張]

(※引用例のブレーカボルトの溝が、一種のベント(押出機に設けられ細孔を有する部材であることは当事者間に争いがない。)

ベントを介して水分を除去することは、乙 1、甲 9 に示されるように技術常識であり、引用例の「蒸気を直接外部へ逃す溝を設けたブレーカボルト」は「水分を除去する開口」である。

[裁判所の判断]

押出成形に関する一般的な文献と解される甲17の1、甲17の2によると、通常のベントの大きさは、押出方向の長さがシリンダーの直径の約半分より大きく、約1.5倍以内となるものと認められる。これは、甲8、甲9及び乙1で描かれたベントの大きさとほぼ一致している。

引用発明では、シリンダー径が4吋1/2（4.5インチ）とされているところ、引用発明の押出乾燥装置のベントにつき、前記甲17の開示を参考にしてベントの断面積を計算すると、約6cm²ということになる。

これに対し、引用発明における実施例では、ブレイカーボルトに設けられた蒸気抜き用の溝の断面積はおよそ0.0002cm²ということになる。この溝は、6個のブレイカボルトに3本ずつ設けられているが、合計しても0.0036cm²にすぎず、水分を除去するための通常のベントの断面積の最小値である6cm²と比較すると約1600分の1となり、極めて小さい孔ということができる。

ベントから排出される蒸気量や、液体としての水量は、ベントの断面積に大きく依存することは明らかであるから、引用発明においてブレイカボルトに設けられた溝から排出される蒸気量は、通常のベントと比べて極めて少量ということができ、クラムからの水分除去を意図したものでないことは明らかであり、実質的にも水分を除去する機能はほとんどないといえる。

実際、引用例（甲1）においても「本発明に係るブレイカボルト、表面の溝の役割は、押出乾燥装置内部のゴム状重合体を外部に溢出させることなく蒸気だけを外部に逃がすことにある。」（段落【0018】）、ないし「・・・この溝を通じてシリンダー内圧の異常上昇の原因となっている閉じ込められた蒸気を直接外部へ逃がし（段落【0027】）と記載され、ブレイカボルトの溝は、シリンダー内圧の異常上昇の原因となっている蒸気だけを排出することを前提とした記載となっている。

これに対し、本願発明における脱水スリットは、まさにポリマーから液体としての水を除去するためのものであるから、仮に、引用発明において、蒸気の排出とともに水が除去されるということができるとしても本願発明における水分除去とは異質なものとわざるを得ず、本願発明の脱水スリットと、引用例（甲1）の「ブレイカボルト」に設けた溝とが、「水分を除去する開口として一致する」とはいえない。

よって、審決の一致点及び相違点の認定は誤りといわざるを得ない。

[コメント]

被告（特許庁）は、引用例のブレイカボルトの溝が一種のベントであり、ベントからポリマーの水分を除去することが従来から知られていることを理由に、ブレイカボルトの溝が「水分を除去する開口」であると主張したが、当該主張は、引用発明のブレイカボルトの溝の技術的意義から離れたものであり、裁判所の判断は妥当と思われる。

以上